

保健師だより

あなたの健康支えます!!

◆◆ 町総合健康診査が始まります ◆◆

集団健康診査は9月5日～9月11日（計7日間）、施設健診は9月1日～令和5年1月31日まで実施します。集団健康診査は新型コロナウイルス感染予防対策のため、事前予約制にて実施しますので、受診を希望される方はお早めにお申し込みください。予約がない場合は受診できませんのでご注意ください。

●総合健診の予約方法

【集団健診】「集団健診申込書」を町健康環境課へ提出してください（7月20日(水)必着）。

※電話での予約は行いませんので、必ず申込書を提出してください。

⇒申込後、町から「健診のご案内」を送付します。受診日時と健診内容をご確認ください。

【施設健診】「施設健診実施医療機関一覧」を確認し、電話等で直接医療機関に予約してください。

下記の方には個別に健診案内を送付しています。

①鏡石町国民健康保険加入者 ②後期高齢者医療保険加入者 ③胃がん検診対象者（50歳以上の偶数年齢）

④胃がんリスク検診対象者（40～49歳で一度も検査を受けたことがない方）

※①②の加入条件は令和4年4月時点、③④の年齢起算は令和5年3月31日時点

通知が届かない方で、健（検）診を希望される方は、健康環境課にお問い合わせください。

●胃がん検診

令和3年度から国が定めるがん検診の指針により、胃がん検診の受診年齢と受診回数が次のとおり変更となりました。※9月11日(日)の集団健診では、胃がん検診は行いませんのでご注意ください。

【胃がん検診（胃カメラ検査またはバリウム検査）】

	変更前	変更後
対象年齢	40歳以上	50歳以上（偶数年齢）※年度到達年齢
受診回数	1年に1回	2年に1回



対象者の方（偶数年齢）には「胃がん検診受診券」をお送りします。受診には必ず受診券が必要となります。今年度中に奇数年齢となる方で、昨年度に胃がん検診未受診の方で受診を希望される方は、健康環境課へご連絡ください。ただし、町が実施する胃がん検診は胃の疾患等で治療中の方は対象外となります。

●胃がんリスク検診（ABC検診）

令和3年度に胃がん検診の対象者が50歳以上に引き上げられたことから、40～49歳の方に対し、新たに「胃がんリスク検診」を実施しています。対象者の方には受診券が送付されます。なお、この検査は40～49歳の間に生涯1回のみ助成となります。

●問い合わせ先 健康環境課 保健師 ☎62-2115

◎自家消費野菜等食品放射能測定結果について

5月に実施された町内産の自家消費食品放射能検査の結果は、右表のとおりです。国の暫定基準値100ベクレル/kgを超える数値が検出された食品は、0件でした。また、井戸水の検査実施はありませんでした。

なお、検査に出される際には、正確な判定を行うため、食材100グラム以上が必要となります。付いた土（泥）などを洗い流し、食べられない部分はできるだけ取り除いた水分などを含んでいない調理前の材料をご持参ください。

●問い合わせ先 簡易放射能測定センター（勤労青少年ホーム内）☎62-2444

※材料の量や状態などで正確な判定ができない場合や町外産の食材を持参された場合は、参考測定扱いとしての結果報告となりますのでご承知願います。

食品名	件数	検出件数	食品名	件数	検出件数
ふぎ	1	0	にんにく	1	0
たけのこ	1	0	たまねぎ	1	0
アスパラガス	1	0	すぐり	1	0
おかひじき	1	0	スナップエンドウ	1	0
			合計	8	0

国民健康保険税

後期高齢者医療保険料

介護保険料

新型コロナウイルス感染症に係る

各保険料（税）の減免を令和4年度末まで延長します

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免対象期間を、令和4年度末まで延長します。

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者が①死亡または重篤な疾病を負った、②令和3年の収入と令和4年の収入見込を比較し、3割以上減少する見込みであるなど、一定の要件を満たした世帯は、保険料（税）の減免措置を受けられる場合があります。上記以外の要件や申請方法等については、町ホームページをご覧ください。下記担当課までお問い合わせください。

※主たる生計維持者とは、原則は世帯主ですが、国民健康保険と介護保険では、国民健康保険及び介護保険加入の有無は問わず、同一世帯の世帯主以外の方が主として世帯の生計を維持している場合は、その方を主たる生計維持者として申請することができます（後期高齢者医療では世帯主が主たる生計維持者となります）。

※主たる生計維持者の昨年の所得が0円やマイナスの場合は、算出する減免額が0円となるため、減免対象外となります。

※国民健康保険税については、退職された方で、会社都合もしくは正当な理由のある自己都合退職（病気やリストラ等）の場合、新型コロナウイルス感染症の減免ではなく「非自発的失業者の軽減」の対象となります。

●問い合わせ先 国民健康保険税 ⇒ 税務町民課 税務グループ ☎62-2114
後期高齢者医療保険料 ⇒ 税務町民課 町民グループ ☎62-2112
介護保険料 ⇒ 福祉こども課福祉グループ ☎62-2210



町ホームページ

牧場のあーさー♪ “まちの文化財探訪記” と行く

鏡石町内には、先人たちの残した貴重な文化財が数多くあり、次の世代に伝えるため、保護・保存には町民の皆さんの協力が必要です。

『温故知新』新しきまちづくりの糧となることを願い、町の文化財を紹介していきます。さあ、皆さんも牧場のあーさー♪と一緒に文化財を訪ねましょう。

【第9回】西光寺（所在地：鏡沼76番地）

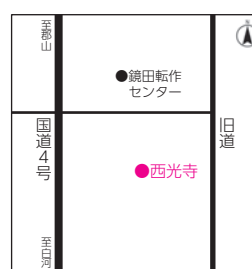
西光寺は、永禄年間（1560年代）に、当時の須賀川城主であった二階堂氏の家臣・鏡沼藤内の開墓によって、建立されたと伝えられる町を代表する寺院です。

西光寺には、鏡沼伝説（詳しくは「広報かがみいし3月号」の巻頭記事をご覧ください）にまつわる二幅の掛け軸が残されています。一つは和田平太胤長の元へ幕府の命を受けた刺客がやってきた様子、もう一つは妻・天留が村人に道を尋ねている場面が描かれており、伝説を現在に語り継ぐ貴重な品となっています。

前回紹介した「磨石編」を編纂した常松菊畦氏はこの寺の墓地に眠ります。

また、寺には白河城主・松平定信のもとで絵筆をふるっていた画僧・白雲上人が、寛政9年に描いたとされる杉戸絵（県指定重要文化財）

が収蔵されています。さらに、境内前の庭には町の天然記念物にも指定されている珍しい「たらようの木」もあります。



牧場のあーさー♪ の「ここがPoint♪」

●推定樹齢280年といわれる「たらようの木」がお寺の歴史を感じさせるモ～

●問い合わせ先 町公民館 ☎62-2031

